

松江市保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金支給要綱

保育所等、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び放課後児童クラブ等は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言中等において、国からの休業要請があってもなお、医療従事者等社会機能を維持するために就業を継続することが必要な家庭の子どもの受入れ先として、感染防止対策を講じながら継続してサービスを提供してきた。この間、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って保育サービスの提供等に従事した保育所、放課後児童クラブ、幼稚園及びその他施設に勤務する職員等に対し、業務に従事した心身の負担に対する慰労のため、県と市町村が協力して、予算の範囲内において応援協力金の支給を行うものとする。

(趣旨)

第1条 市の実施する松江市保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金等の支給については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援協力金 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言中等において、継続して保育サービスを提供する保育士、幼稚園教諭、放課後児童クラブ支援員等に対し、感染リスクがある中で業務に従事した心身の負担に対する慰労のため支給するもの。
- (2) 対象期間 国からの臨時休業要請が開始された令和2年3月2日から緊急事態宣言の解除がなされた5月25日までの間とする。
- (3) 保育所等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項から第12項までに規定する業務を目的とする施設又は同法第39条第1項に規定する施設をいう。
- (4) 幼保連携型認定こども園 児童福祉法第39条の2に規定する施設をいう。
- (5) 放課後児童クラブ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設をいう。
- (6) 幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。
- (7) その他施設 第3号から前号までに掲げる施設以外で、保育サービスの提供等を行う施設として市長が認めた施設をいう。

(対象者)

第3条 応援協力金は、松江市内における前条第3号から第7号までに掲げる施設(松江市が設置し、指定管理者の管理しないものを除く。以下「施設等」という。)に勤務している、又は勤務していた職員等(常勤・非常勤を問わない。以下同じ。)で、次の各号の全て

に該当する者に対し支給する。

- (1) 対象期間中に前条第3号から第7号までに掲げる施設（松江市が設置し、指定管理者の管理しないものを含む。）において延べ5日間（年次有給休暇、育児休業その他実際に勤務していない日を除く。）以上勤務した者
- (2) 令和2年4月1日から令和2年5月25日までの間に施設等に在籍していた者
- (3) 応援協力金の目的に照らし、児童、保護者等との接触による感染リスクがあり、かつ、継続して提供することが必要な業務に従事している者（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として施設等で働く者についても対象とする。）
- (4) 他の施設等における勤務により応援協力金の支給を受けていない者
（応援協力金の支給）

第4条 市長は、前条の対象者に対して応援協力金を1回限り（島根県の支給する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分、介護分、障害分）及び児童養護施設等従事者に対する応援協力金並びに松江市救護施設職員慰労金給付事業補助金の対象となる慰労金の支給回数を含む。）支給する。

- 2 前項の支給は、あらかじめ第3条に掲げる対象者から委任を受けた当該対象者が勤務している、又は勤務していた施設等の長に対し行い、当該施設等の長が対象者に支給するものとする。ただし、施設等が連絡先等を把握していない等のやむを得ない理由により施設等の長への委任を行うことができない対象者については、当該対象者に直接応援協力金を支給するものとする。

（支給額）

第5条 応援協力金の支給額は、対象者1人につき5万円とする。

（事務費に対する補助）

第6条 市長は、応援協力金の支給を行う施設等の長に対し、当該支給に要した経費（以下「事務費」という。）に対する補助金を予算の範囲内で交付する。

- 2 前項に規定する補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則48号。以下「規則」という。）に定めるところによる。
- 3 補助金の名称、補助金の交付対象経費及び補助金の交付の率又は金額は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市保育所・放課後児童クラブ等従事者応援協力金支給補助金
補助金の交付対象経費	補助の交付対象となる事務費は、次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。 (1) 施設等が対象者に対して応援協力金を支給する際の振込手数料 (2) 施設等が対象者等に対して制度の周知、説明等を行う際に要する

	<p>経費</p> <p>(3) 施設等において対象者への支給事務のため必要となる通信費、消耗品等購入費、賃借料等</p> <p>(4) その他市長が必要と認める経費</p>
補助金の交付の率 又は金額	補助金の交付対象経費の実支出額の合計額と施設等における対象者数に1,871円を乗じた額のいずれか低い額とする。

(申請等)

第7条 施設等の長は、第3条の対象者（当該施設等で業務に従事する委託会社・派遣会社の職員及び令和2年4月1日以降に当該施設等を退職した職員を含む。以下同じ。）の応援協力金及び前条の補助金（以下「応援協力金等」という。）について、松江市保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金等支給申請書兼交付申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 施設等の長は、前項に掲げる申請を行うに当たり、あらかじめ代理受領委任状（様式第2号）により当該施設等における対象者から応援協力金の申請及び受領に関する権限の委任を受けなければならない。

3 第1項の申請に係る申請方法、期限等については、市長が別に定める。

(交付決定通知及び交付)

第8条 市長は、前条第1項による申請があった場合、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請を行った施設等の長（以下この条において「申請者」という。）に対して応援協力金を支給し、規則第14条の規定による補助事業等の完了前に交付する方法により補助金の交付を行うものとする。この場合において、適正と認められないときは、その旨を書面により申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の支給及び交付を行う際は、松江市保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金等支給及び交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に対して通知するものとする。

3 第1項の規定により応援協力金の支給を受けた施設等の長は、前条第2項の規定により委任を受けた対象者に対し、遅滞なく応援協力金の支給を行わなければならない。

(着手届及び完了届)

第9条 第6条の補助金に係る規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(実績報告)

第10条 第8条第1項の規定に基づき応援協力金等を受領した施設等の長は、対象者、支給年月日、対象者への支給状況等について、松江市保育所・放課後児童クラブ等従事者に対

する応援協力金支給実績報告書（様式第4号）により、令和3年3月31日までに市長へ報告しなければならない。

- 2 施設等の長は、市から要請があった場合は、前項の報告事項に係る説明、追加資料の提出等を行わなければならない。

（証拠書類等の管理）

第11条 施設等の長は、第7条第2項の代理受領委任状並びに応援協力金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、事業実施年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（直接申請）

第12条 第4条第2項ただし書きの規定による応援協力金の支給を受けようとする対象者（以下この条において「申請者」という。）は、松江市保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金直接支給申請書（様式第5号）を市長に提出することによりその申請を行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合、内容を審査し、適正と認めるときは、申請者に対して応援協力金の支給を行うとともに、松江市保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金直接支給決定通知書（様式第6号）により当該申請者に対してその旨を通知するものとする。この場合において、適正と認められないときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の申請に係る時期、方法、期限等については、市長が別に定める。

（不当利得の返還）

第13条 市長は、応援協力金の給付を受けた後に対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により応援協力金等の支給を受けた者がいるときは、既に支給した応援協力金等の返還を求めるものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、応援協力金等の支給に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月24日から施行する。